

三重県防災行政無線設備保守点検業務委託特記仕様書

1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」といいます。）が三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱（以下「要綱」といいます。）の規定に基づき実施する、三重県防災行政無線設備保守点検業務委託に適用します。

2 履行場所

津市広明町13番地ほか167箇所（別表1参照）

3 履行期間

契約の日から平成32年3月31日限りとします。

4 業務内容

別表2記載の機器について、要綱に基づき点検を行うものとします。

また、第5項「保守業務」、第6項「非常用発電機燃料残量確認」、第11項「障害発生時の対応」に記載の内容及び臨時点検（発注者から要請があった場合）を行うものとします。

5 保守業務

(1) 網同期装置 DCRO ユニット取替

本庁舎無線機室に設置されている網同期装置の DCRO ユニットを取替えるものとする。

【既設】

型 式：E32-016-UC719-0A00

製造者：日本電気株式会社

数 量：1台

(2) 衛星系パラボラアンテナ用ブロー取替

本庁舎屋上に設置されている 4.5mφ 衛星系パラボラアンテナ用のブローを取替えるものとする。

【既設】

型 式：MB1255-D

製造者：三菱電機株式会社

数 量：1台

6 非常用発電機燃料残量確認

第1回目の定期点検時に全ての非常用発電機燃料の残量を確認、記録して、1回目の点検終了時に報告書を発注者に提出するものとします。また、燃料が満充填の3/4未満の場所が明確に分かるように報告書に記載するものとします。

燃料が満充填より1/4以上減少しているものについては、発注者の指示に従い第2回目の点検時に発注者の支給する燃料を補給するものとします。ただし、市町、消防本部設置の非常用発電機は、記録対象ではあるが燃料補給の対象ではありません。また、燃料補給は運搬が人力によりできる場所に限定します。

7 関係法規等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行するものとします。

8 関係官庁等への手続き

受注者は、業務の実施に関して、発注者が関係官庁、その他に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成を行うものとします。

9 提出書類

受注者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく発注者に提出しなければなりません。

(1) 実施計画表 1部

実施計画表は、保守点検実施に係る保守点検工程表、保守体制連絡系統図、保守点検記録様式を含むものとします。

(2) 詳細工程表 1部

契約後、定期点検開始の2週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した詳細工程表を提出するものとします。

(3) 点検報告書 1部

現地点検が全て終了後、定期点検及び障害・修理に関する実施内容、写真をとりまとめ、CD-Rにより提出するものとします。報告書は、点検対象機器の一覧及び不具合箇所一覧表も合わせて提出するものとします。ただし、障害・修理に係る報告書についてはその都度、書面でも提出するものとします。

また、鳥羽中継所、名倉中継所、谷の山中継所、朝熊背面中継塔、美杉中継所、長谷山中継所及び名張中継所においては、発注者の指示があった場合は、上述の報告書より抜粋し、別途提出するものとします。

(4) 非常用発電機燃料の残量表 1部

非常用発電機燃料残量確認について最終結果を報告するものとします。

(5) その他発注者が請求する書類 必要部数

諸手続に必要な書類及び発注者が指示する書類を作成するものとします。

10 施工管理

- (1) 保守・調整等の実施にあたり必要に応じて事前調査・現地確認を行い、安全、確実に作業等が実施できるようにするものとします。
- (2) 受注者は、無線設備の適切な保守を行うため、電波法に基づく有資格者（第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士のいずれかの資格を持つ者）の補助又は支援の体制を確保するとともに、細心の注意と責任をもって保守点検を実施するものとします。
- (3) ソフトウェアによる機器停止、ネットワーク管理システム（NMS）、通信管理装置及び交換機等の機器については、十分な知識を有する者が実施するものとし、機器に障害を発生させないものとします。
- (4) 受注者は、保守点検作業を実施するにあたり、あらかじめ発注者にその日程表及び作業名簿を提出するものとします。また、日程変更が生じた場合は、原則受注者が履行箇所の担当職員と連絡・調整を行うものとします。

なお、受注者が保守点検作業を開始、終了する際はその旨を発注者に連絡し、常にその所在を明らかにしておくとともに、県庁統制室に当該月及びその翌月の作業日程を掲示するものとします。
- (5) 消耗部品交換・調整作業にあたり、可能な限り防災通信ネットワークの運用に支障が出ないように努力するものとしますが、運用停止等が必要となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に発注者と協議のうえ、発注者の承認を得るものとします。

なお、天候又は災害発生等により運用停止期間を変更する場合は、発注者が別途指示する停止期間に作業を実施するものとし、変更に伴い発生した費用については受注者が負担するものとします。
- (6) 受注者は、消耗品部品交換後には、機器の測定、調整等の試験を行い、機能が正常に動作することを確認するものとします。

なお、試験項目については、事前に発注者に提出し、承認を受けるものとします。
- (7) 受注者は、撤去部品については、受注者の責任において適切に処理するものとします。
- (8) 受注者は、無線設備の運用に支障を与えないように計画をたてて、発注者の示す要綱に基づき、機器の測定、調整及び対向試験等の保守点検を行うものとします。
- (9) 受注者は、履行期間中は無線設備及びこれらに付帯する装置について、常にその機能維持を図るものとします。
- (10) 保守点検及び機能の維持のために必要となる軽微な消耗品等の交換及び軽微な塗装等は原則として受注者の負担により行うものとします。また、発注者の指示する部品を指示に従い交換するものとします。
- (11) 受注者は、保守点検作業中において、装置の不具合を発見したときは、発注者に報告するとともに、技術者を派遣し速やかに故障箇所を調査し、予備パネル又は予備装置等との取換及び調整、あるいは軽易なものについては部品交換等による修

理を行うものとしします。

(12) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復するものとしします。

(13) 受注者は、周辺環境整備上、当然必要とされる時及び発注者が指示したときは、無線設備及び施設周辺等の清掃及び除草等の整備を行わなければならないものとしします。

(14) 受注者は、他の保守点検を行う業者と綿密な連絡調整のうえ、連携して保守点検を行うものとしします。

(15) 受注者の行う点検は、県の勤務日及び勤務時間内を原則としします。

但し、発注者の要請により勤務日及び勤務時間外の日時においても実施させることがあるものとしします。

1.1 障害発生時の対応

受注者は、契約期間中において台風、地震等による被災、あるいは故障による通信ネットワーク障害発生時に、発注者より障害復旧の要請があった場合には、1時間以内に県庁統制局において無線設備の状況を確認するとともに、速やかに障害復旧にあたるものとしします。

なお、修理が必要な場合については軽微なものを除き、別途協議としします。

1.2 映像発信時の対応

受注者は、発注者の要請があるときは、履行場所において映像発信の技術的操作を行うものとしします。

1.3 定期検査の対応

電波法73条の規定により、検査及び点検が実施されるときは、受注者の負担により受検に必要な事前データの収集、整理、書類作成及び当日の検査立会（測定、通話試験等の技術的及び事務的な受検）を行うものとしします。書類の作成は発注者の指定する日までに完了させて提出するものとしします。

1.4 保守業務の引継

受注者は、把握している機器の故障等は履行期間内に修復するものとし、次年度の点検保守を実施する業者とは綿密な連絡調整を行い、完全な状態で引き継ぐものとしします。

1.5 取扱説明

受注者は、定期点検時に履行場所において担当職員に機器運用方法の確認を行い、必要に応じて技術的指導を行うものとしします。

また、受注者は、発注者の要請があるときは、履行場所において担当職員に機器の取扱説明等を行うものとし、必要な場合は取扱説明書を作成するものとします。

16 立ち会い

- (1) 長尾中継所（鉄塔のみ）並びに、天花寺、朝熊、藤坂、谷の山、行野浦及び名倉中継所は西日本電信電話(株)の局舎であるため、局舎への立入りは、西日本電信電話(株)の許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入るものとします。また、当該無線局（名倉中継所を除く）の定期保守点検に要する立合費等の費用は本業務費に含まれるものとします。
- (2) 青山中継所は(株)NTTドコモの局舎であるため、局舎への立入りは、(株)NTTドコモの許可（これらが別途管理者等を指定した場合はその者の許可）を得たうえで、指示に従って立ち入るものとします。また、当該無線局の定期保守点検に要する立合費等の費用は本業務費に含まれるものとします。

17 その他

- (1) この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上決定するものとします。
- (2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について
 - ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
 - ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
1	三重県庁	津市広明町13
2	四日市庁舎	四日市市新正4-21-5
3	津庁舎	津市桜橋3-446
4	松阪庁舎	松阪市高町138
5	伊勢庁舎	伊勢市勢田町622
6	伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802
7	尾鷲庁舎	尾鷲市大字中井浦字坂場1161
8	熊野庁舎	熊野市井戸町371
9	桑名庁舎	桑名市中央町5-71
10	鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5-117
11	志摩庁舎	志摩市阿児町鵜方3098-9
12	三重県消防学校	鈴鹿市石薬師町452
13	三重県防災ヘリコプター管理事務所	津市雲出鋼管町2-2
14	多度中継所	桑名市多度町
15	芸濃中継所	津市芸濃町
16	長谷山中継所	津市美里町家所
17	美杉中継所	津市美杉町八知蕨折7956-1
18	伊賀中継所	伊賀市大字土橋
19	名張中継所	奈良県山辺郡山添村大字毛原1723
20	青山中継所	伊賀市伊勢路
21	多気中継所	多気郡多気町
22	飯高中継所	松阪市飯高町
23	磯部中継所	志摩市磯部町
24	鳥羽中継所	鳥羽市船津町字榎谷1376
25	南勢中継所	度会郡南伊勢町
26	浅間中継所	度会郡大紀町
27	三木中継所	尾鷲市三木里町
28	長尾中継所	熊野市有馬町
29	紀和中継所	熊野市紀和町
30	紀宝中継所	南牟婁郡紀宝町
31	朝熊背面中継塔	伊勢市朝熊町
32	安濃ダム	津市芸濃町河内岩坂3162番地3
33	君ヶ野ダム	津市美杉町八手俣95-1
34	宮川ダム	多気郡大台町久豆朝倉谷512-1
35	北勢水道事務所	四日市市安島2-7-15

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
36	中勢水道事務所	津市一志町高野1996
37	南勢水道事務所	多気郡多気町相可1710
38	NPO室	津市羽所町700番地アスト津3F
39	総合医療センター	四日市市大字日永5450番地-132
40	こころの医療センター	津市城山1丁目12番地-1
41	一志病院	津市白山町南家城616番地
42	志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257番地
43	三重県警察本部	津市栄町1番地-100
44	四日市港管理組合	四日市市霞2-1-1
45	東紀州（紀北）防災拠点	尾鷲市光が丘
46	東紀州（紀南）防災拠点	熊野市久生屋町
47	伊勢志摩防災拠点	伊勢市朝熊町
48	伊賀防災拠点	伊賀市荒木
49	中勢防災拠点	鈴鹿市石薬師町452
50	北勢防災拠点	四日市市中村町
51	北部浄化センター	三重郡川越町亀崎新田80-2
52	南部浄化センター	四日市市楠町北五味塚1085-18
53	雲出川左岸浄化センター	津市雲出鋼管町52-5
54	松阪浄化センター	松阪市高須町3922
55	宮川浄化センター	伊勢市大湊町1126番地
56	動物愛護推進センター	津市森町2438-2
57	津市役所	津市西丸之内23-1
58	四日市市役所	四日市市諏訪町2-2
59	伊勢市役所	伊勢市岩淵1-7-29
60	伊勢市二見総合支所	伊勢市二見町茶屋420-1
61	伊勢市小俣総合支所	伊勢市小俣町元町540
62	伊勢市防災センター	三重県伊勢市楠部町三尾三谷159-1
63	松阪市役所	松阪市殿町1340-1
64	松阪市嬉野地域振興局	松阪市嬉野町1443-5
65	松阪市三雲地域振興局	松阪市曾原町872
66	松阪市飯南地域振興局	松阪市飯南町粥見3950
67	松阪市飯高地域振興局	松阪市飯高町宮前180
68	桑名市役所	桑名市中央町2-37
69	桑名市多度町総合支所	桑名市多度町多度1-1-1
70	桑名市長島町総合支所	桑名市長島町松ヶ島38
71	伊賀市役所	伊賀市四十九町3184番地

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
72	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸 1-18-18
73	名張市役所	名張市鴻之台1番町1
74	尾鷲市役所	尾鷲市中村町10番57号
75	亀山市役所	亀山市本丸町577
76	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1
77	熊野市役所	熊野市井戸町796
78	熊野市紀和庁舎	熊野市紀和町板屋78
79	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-9
80	志摩市磯部支所	志摩市磯部町迫間878-9
81	いなべ市役所	いなべ市員弁町笠田新田111
82	いなべ市北勢庁舎	いなべ市北勢町阿下喜2633
83	木曾岬町役場	桑名郡木曾岬町西対海地251
84	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600
85	菰野町役場	三重郡菰野町大字潤田1250
86	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893
87	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280
88	多気町役場	多気郡多気町相可1600
89	多気町勢和振興事務所	多気郡多気町朝柄3127
90	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945
91	大台町役場	多気郡大台町佐原750
92	大台町宮川総合支所	多気郡大台町江馬316
93	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2
94	南伊勢町役場	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057
95	南伊勢町南島庁舎	度会郡南伊勢町神前浦15
96	大紀町役場	度会郡大紀町滝原1610-1
97	大紀町錦支所	度会郡大紀町錦736-7
98	大紀町大内山支所	度会郡大紀町大内山806-4
99	度会町役場	度会郡度会町棚橋1215-1
100	紀北町役場海山	北牟婁郡紀北町相賀495-8
101	紀北町	北牟婁郡紀北町東長島769番地1
102	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
103	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鶴殿324
104	桑名市消防本部	桑名市江場7
105	四日市市中消防中央分署指令センター	四日市市曾井町391番地2
106	四日市市消防本部	四日市市西新地14-4
107	菰野町消防本部	三重郡菰野町大字潤田4418

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
108	鈴鹿市消防本部	鈴鹿市飯野寺家町217-1
109	亀山市消防本部	亀山市野村4-1-23
110	津市消防本部	津市久居明神町2276
111	松阪広域消防組合	松阪市川井町1001-1
112	伊勢市消防本部	伊勢市楠部町159-11
113	鳥羽市消防本部	鳥羽市船津町281
114	志摩広域消防組合	志摩市阿児町鶴方3080
115	紀勢広域消防組合	多気郡大台町佐原754
116	三重紀北消防組合	尾鷲市中川28-43
117	熊野市消防本部	熊野市有馬町1365-1
118	伊賀市消防本部	伊賀市緑が丘東町920
119	名張市消防本部	名張市鴻之台1-2
120	桑名警察署	桑名市大字江場626番地-2
121	いなべ警察署	いなべ市員弁町宇野320番地-1
122	四日市北警察署	四日市市大字羽津4452
123	四日市南警察署	四日市市新正5丁目-5番地-5
124	四日市西警察署	三重郡菰野町大字大強原3241番地
125	亀山警察署	亀山市野村4丁目1番地-27
126	鈴鹿警察署	鈴鹿市江島町3446番地
127	津警察署	津市丸之内22番地-1
128	津南警察署	津市久居中町177番地1
129	松阪警察署	松阪市中央町366番地-1
130	大台警察署	多気郡大台町佐原848番地
131	伊勢警察署	伊勢市神田久志本町1481番地-3
132	鳥羽警察署	鳥羽市船津町273番地
133	尾鷲警察署	尾鷲市古戸町1番地-50
134	熊野警察署	熊野市井戸町380番地
135	紀宝警察署	南牟婁郡紀宝町鶴殿1709番地2
136	伊賀警察署	伊賀市四十九町1929番地-1
137	名張警察署	名張市蔵持町芝出837番地-3
138	久居陸上自衛隊	津市久居新町975
139	明野陸上自衛隊	伊勢市小俣町明野5593-11
140	四日市海上保安部	四日市市千歳町5番地-1
141	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽1-2383-28
142	尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6-34
143	第四管区海上保安部	名古屋市港区入船2-3-12

無線設備設置場所一覧

No.	局名	住所
144	東海農政局津農政事務所	津市広明町415
145	津地方気象台	津市島崎町327-2
146	三重大学附属病院	津市江戸橋2-174
147	NHK津放送局	津市丸ノ内養正町4-8
148	三重テレビ放送	津市洪見町小谷693-1
149	三重エフエム放送	津市観音寺町焼尾1043-1
150	山田赤十字病院	伊勢市御園町高向810
151	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番地-25
152	鈴鹿中央病院	鈴鹿市安塚町山之花1275番地の53
153	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
154	上野総合市民病院	伊賀市四十九町831番地
155	名張市立病院	名張市百合が丘1番町178番地
156	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750番地
157	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
158	松阪中央総合病院	松阪市川井町 字小望 1 0 2
159	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町1区15-6
160	医師会三重	津市桜橋二丁目191番地4
161	日本赤十字社三重県支部	津市栄町一丁目891
162	市立四日市病院	四日市市芝田
163	天花寺中継所	松阪市嬉野天花寺町
164	朝熊中継所	伊勢市朝熊町
165	藤坂中継所	度会郡大紀町
166	谷の山中継所	尾鷲市早田町
167	行野浦中継所	尾鷲市行野浦
168	名倉中継所	北牟婁郡紀北町

三重県防災行政無線設備 点検数量集計表

Table with columns for equipment name, summary, serial number, and counts across various organizational levels: 統制局, 支分局, 準支分局, 中継局, 端末局(県地域機関局・県関係機関), and 端末局(市町局). Rows list various equipment types such as power systems, air conditioning, and communication devices.

